

議案第94号関連資料

明石市水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例について

1 改正の目的

都市局下水道室（下水道事業）と水道局（水道事業）は、水行政分野の共通課題に効率的かつ機能的に対応し、市民の安全・安心な暮らしを確保するために、令和7年度の組織統合を予定しています。

組織統合を行い共通の管理者の下で経営を実施するためには、それぞれの事業に対して地方公営企業法（以下「法」という。）を適用することが前提となりますが、法が強制的に適用される水道事業とは異なり、下水道事業に関しては、平成28年度に法の一部（財務規定等）を適用してはいるものの、組織統合に必要とされる「組織」及び「職員の身分」が未適用であることから、下水道事業に法の全部適用を行うとともに両事業の設置等に関する事項を同一の条例で定めようとするものです。

2 改正の概要

現在、水道事業と下水道事業は、それぞれの条例により事業を設置しているところですが、その内容については共通する部分が多いことから、「明石市水道事業の設置等に関する条例」の全部改正を行い、「明石市下水道事業の設置等に関する条例」を廃止し、新たに「明石市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」とするものです。

明石市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	明石市水道事業の設置等に関する条例	明石市下水道事業の設置等に関する条例
第1条（趣旨）	—	—
第2条（事業の設置）	第1条（ <u>水道事業の設置</u> ）	第1条（ <u>下水道事業の設置</u> ）
第3条（法の適用） 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、 <u>下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u>	—	第2条（法の財務規定等の適用） 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、 <u>下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</u>

第4条（経営の基本）	第2条（経営の基本）	第3条（経営の基本）
第5条（組織） 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>上下水道局</u> を置く。	第3条（組織） 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>水道局</u> を置く。	—
第6条（重要な資産の取得及び処分）	第4条（重要な資産の取得及び処分）	第4条（重要な資産の取得及び処分）
第7条（議会の同意を要する賠償責任の免除）	第5条（議会の同意を要する賠償責任の免除）	第5条（議会の同意を要する賠償責任の免除）
第8条（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）	第6条（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）	第6条（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）
第9条（業務状況説明書類の提出）	第7条（業務状況説明書類の提出）	第7条（業務状況説明書類の作成）

3 施行期日

2025年（令和7年）4月1日